

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

今冬における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただき、ありがとうございます。

今冬においては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念され、多くの発熱患者が生じる可能性があります。特に年末年始は、行事や外出、飲食等の人と会う機会が多くなることから、寒くてもこまめに換気をするなど、引き続き、基本的な感染対策を徹底いただくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症に関するものに加え、従業員等が季節性インフルエンザに感染した場合であっても、従業員等に医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないよう、事業者の皆様にご協力いただくことが医療機関のひっ迫回避につながります。

つきましては、下記資料を送付いたしますので、貴団体の会員に対して速やかに周知いただくとともに、事業者の皆様におかれましては、当該内容を従業員等に周知のうえ、御協力いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解、御協力をお願いします。

記

1. 今冬に向けた県民の皆様へのメッセージについて

年末年始に体調を崩さず過ごし、医療機関のひっ迫を回避するため、県民の皆様をお願いしたい事項をとりまとめたものです。

【資料1】「今冬における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等」

2. 今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等の強化・拡充について

多くの発熱患者が生じた際に医療機関がひっ迫することを回避するため、県では医療提供体制の強化、拡充を図るとともに、12月5日に千葉県オンライン診療センターを設置することとしました。

また、同時流行下の外来受診・療養の流れを作成し、県ホームページに公開しました。

【資料2-1】「千葉県オンライン診療センターに関するリーフレット」

【資料2-2】「新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行下の外来受診・療養の流れ」

<参考：千葉県ホームページ>

- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えましょう

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/concurrent-fashion.html>

- ・コロナかなと思う症状のある方

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-symptomatic.html>

【参考資料】「直近の感染状況等を踏まえた国民の皆様への呼びかけについて」

(令和4年11月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<参考：厚生労働省ホームページ>

- ・新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html

※ 上記ホームページに掲載されているリーフレットについては、相談先の名称や電話番号が本県の名称等と一部異なる部分があることに御注意願います。

(例) リーフレット掲載 #7119 → 千葉県 #7009 など

3. 医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。

事業者の皆様におかれましては、季節性インフルエンザについても、従業員等に対し証明書の提出を求めないようお願いいたします。

【資料3】「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」

(令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<参考：厚生労働省ホームページ>

- ・令和4年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/QA2022.html

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp